

福岡市新・基本計画

(全市編)

抜 粹

平成15年3月

福岡市総合計画審議会

政策目標3 地域コミュニティを活性化し、住民自治・地域自治を推進する

1. 2015年の望ましい姿

- (1) 市民、そして地域の組織・団体が、子育てや高齢者福祉、まちの美化・緑化など生活に身近な地域の課題について考え、率直に意見交換、意思決定し、問題解決に向けて自ら主体的に取り組んでいます。また、ボランティアやNPO^{*1}、企業や大学と情報交換したり連携して取り組むことも多くなっています。
- (2) 多くの市民が、ボランティア活動やNPO活動などの市民活動をはつらつと行っています。企業のボランティア休暇が普及するなど活動に参加しやすい環境が整い、NPOで働く人も増えています。
- (3) 公園や道路などの公共施設を行政が整備する際にも、地域で話し合いながら、行政と一緒に計画づくりに取り組んでいるため、愛着が持てるようになり、管理や運営にまで住民が参加することが多くなっています。

福岡は、市民自身が暮らしやすいまちをつくるため行動し、共働する自治のまちとなっています。

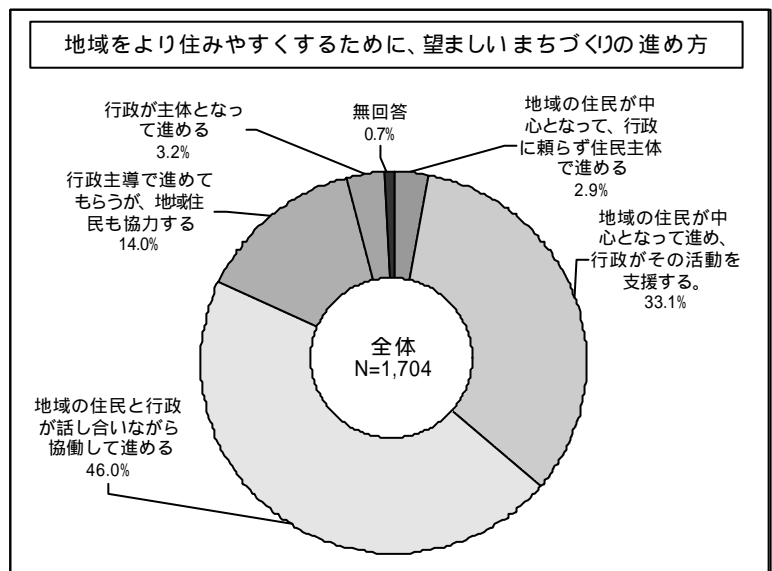
「共働」について

福岡市は、「望ましい姿」などの実現に向かって（目標の共有）子どもも高齢者も、障害者も健常者も、女性も男性もすべての人が、また、市民・地域コミュニティ・NPO・企業・大学・行政などあらゆる主体が、お互いの役割と責任を認め合い相互関係・パートナーシップを深めながら（共生）知恵や力をあわせ、長所や資源を活かして、共に汗して取り組み、行動する「共働」によってまちづくりを進めます。

2. 現状と課題

- (1) 社会経済情勢の変化や市民ニーズの多様化に伴い、子育てや介護、環境・ごみ問題、防災・地域安全などの地域課題は一層多様化・複雑化していくことが予想されます。

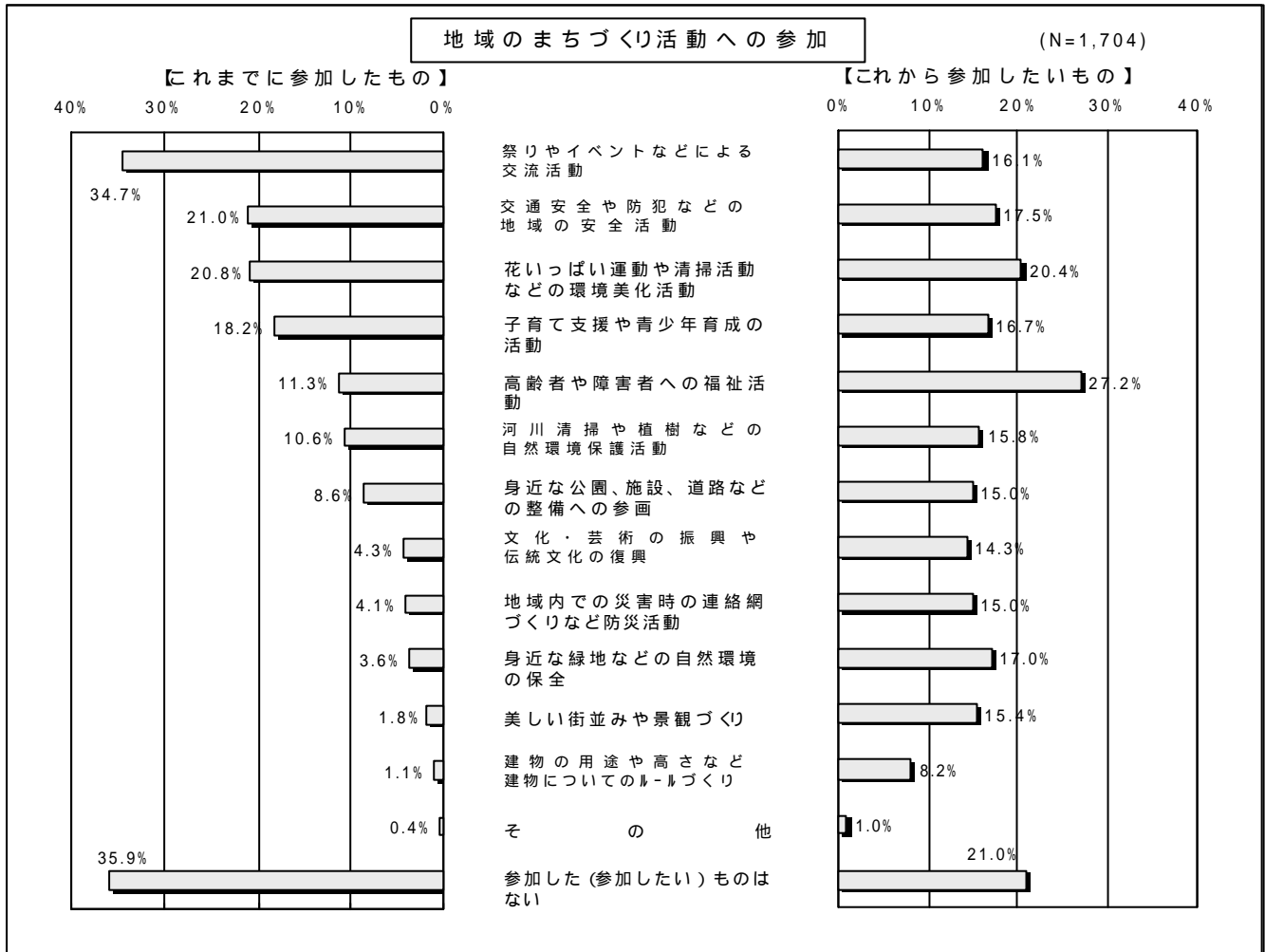
これまでの行政主導によるサービス提供だけでは十分な対応が困難となるとともに、市民の社会参加・貢献の意欲が高まる中、よりよい地域づくりに向けて、市民活動を活性化し、様々な主体間での共働を進めることが、これまで以上に重要となっています。



資料：市政に関する意識調査（1999年、福岡市市長室）

*1：NPO〔nonprofit organization〕：p 2の脚注参照

(2) 本市では、単独世帯の多さなどによるコミュニティ意識の希薄化や自治組織の弱体化が懸念される一方で、地域の特性に応じた地域づくりに向けて地域コミュニティの担う役割への期待や関心も高まっており、その再生と活性化、地域コミュニティの担い手づくりが不可欠となっています。



資料：市政に関する意識調査（1999年、福岡市市長室）

(3) 本市では、保健福祉の分野において、区社会福祉協議会に保健福祉活動支援員を配置し、保健福祉センターの校区担当保健師との連携により、地域の様々な保健福祉活動を支援し、関係機関とのネットワークづくりを推進しており、取り組みが進みつつあります。

こうした地域活動を促進するための体制整備や具体的な支援の取り組みを、多様な分野に広げていく必要があります。

(4) 社会的な課題解決をその存立目的としたNPOの活動が活発化しています。

NPOは、新たな公共・公益分野の担い手として、また、雇用の場としても期待され、これからの社会において重要な存在です。

一方で、その組織的・経営的基盤は未だ十分でないなど、総合的な支援と活動環境づくりが必要です。

特定非営利活動法人(NPO法人)認証状況
福岡市内分
平成11年度：17団体
平成12年度：29団体
平成13年度：36団体
計 82団体

資料：福岡市市民局

3. 施策の基本的方向

(1) 住民自治・地域自治の実現に向けての基本的考え方

基本的方向

市民一人ひとりの自治に関わる意識・意欲、能力を高め、自立した個人、多様な経験や考え方を持つ市民、さらに地域コミュニティを支える組織・団体、NPOなどが、率直に意見交換、意思決定し、行動する自治のまちをめざします。

町内や小学校区などの地域は、住民自治・地域自治の基礎的な単位です。地域の様々な課題に対応するには、自治会や校区単位の地域コミュニティを支える組織・団体の役割が一層重要であり、地域コミュニティの自律的経営を目標としながら、住民自らの発意による多様な活動、より多くの住民の参加による活動を促進し、活性化を図ります。

NPOは、行政や企業では十分に対応できない公共・公益的分野をきめ細かく柔軟に担うことが期待される、これからの社会においては不可欠な存在です。NPOの専門性、迅速性、柔軟性を活かすため、経営基盤の強化などにより活動を促進します。

市民、ボランティア、NPO、地域コミュニティを支える組織・団体、企業、大学そして行政などが、それぞれの長所や資源、知恵と発想を活かし、相乗効果を高めるため、相互の連携や共働を促進します。

住民自治・地域自治に至る過渡期においては行政の支援も重要です。地域の自治を支援する拠点としての区役所や公民館の機能を強化するなど、コミュニティ支援や市民参画を総合的、体系的に進める体制をつくるとともに、人材育成・活動の場の確保・情報提供などを積極的に行います。

< 主要な施策 >

自治や市民参画の基本を定める条例の制定

- ・ 住民自治・地域自治の基本理念、共働・市民参画のしくみなど、福岡市のまちづくりの基本的考え方を定める条例の制定をめざします。

トピック：「まちづくり」の使い方・意味合い

「まちづくり」という言葉は一般に、地域住民が自ら、あるいは住民と自治体とが共働して、自らの地域を魅力ある住み良いものにしていく諸活動をさし、その活動内容は、道路・緑などの施設づくりから、地域の活力向上やイベントづくり、人づくりなど多様です。

新・基本計画において「まちづくり」は、下記の例のようにハード面・ソフト面の比重に違いはあるものの、基本的には両面含んだ意味で使用しています。

ハード・ソフト両面の意味があるもの

福祉のまちづくり(総論)：生活環境のバリアフリー化などハード面と、地域の支え合いのしくみづくりなどのソフト面がある。

東部地域におけるまちづくり(政策目標7)：市街地整備事業や交通施設整備などハード整備と、ソフト面を含めた都市機能等の充実について記載。

自然とふれあう水と緑のまちづくり(政策目標9)：緑化事業・公園づくりなどのハード面と、自然とふれあう活動、環境学習などソフト面を含む。

ソフト面の意味合いが強いもの

犯罪のない住みよいまちづくり(政策目標5)：防犯意識の向上や安全活動の支援などソフト面が中心だが、夜間照明や道路・公園の構造など犯罪が発生しにくい環境づくりなどハード面も含む。

都市生活者のルールを守る市民のまちづくり(政策目標5)：市民啓発や取締りの強化などソフト面が中心だが、交通安全施設や駐輪場の整備などハード面も含む。

(2)地域コミュニティ活動の活性化と住民主体の地域づくりの支援

基本的方向

自治会・町内会や地域住民により組織されたまちづくり活動団体など、地域コミュニティを支える組織・団体を行政と対等のパートナーと位置づけ、地域活動支援施策の再構築と地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

地域コミュニティ活動の支援などにおける各地域一律の施策展開を見直し、地域コミュニティの特性に応じた支援を行います。また、住民自らの発意による多様な活動を支援・促進し、地域コミュニティの担い手づくり、地域の課題解決や個性ある地域づくりを推進します。

地域コミュニティ活動支援の拠点としての公民館機能を強化するため、施設整備を進めるとともに、運営体制の強化を図ります。

<主要な施策>

地域の人材発掘・育成（関連 政策目標 2、3 - (2) 生涯学習支援システムの構築）

- ・ 区役所・市民センターや公民館が中心となって、「生涯学習支援システム」を活用しながら、学習機会とその成果を活かした活動機会を提供するなど、地域を担う人材の発掘・育成に努めます。

地域活動支援施策の再構築

- ・ 施策・事業の目的ごとに交付している地域補助金の統廃合による新たな支援制度の創設、町世話人制度の見直しなどにより、地域と行政の新たな連携のしくみをつくり、自治会や町内会などの地域コミュニティ活動の活性化を図ります。

住民の主体的なまちづくり活動への支援

- ・ 住民の要請に応じてまちづくりの出前講座を行うとともに、まちづくり協議会に対する活動費助成・コンサルタント派遣を行うなど、住民の主体的なまちづくり活動を支援します。
- ・ 地域住民が自ら地域づくりに取り組むために、小学校区単位などで、指標を用いるなどして地域のあるべき姿を描く「地域づくり構想」の策定を支援します。
- ・ 身近な居住環境の整備・保全の取り組みに対しては、地区計画^{*2}、建築協定^{*3}など諸制度の活用を図ります。
- ・ コミュニティ・ビジネス^{*4}や地域通貨^{*5}の創設などを支援し、地域コミュニティ活動の活性化を図ります。（関連 政策目標 13、3 - (1)）

公民館の機能強化

- ・ 老朽化した木造館舎と狭隘な鉄筋館舎の再整備を進め、ロビーや地域団体室の新設など施設的な機能を強化します。また、地域住民の情報センターとしての機能を充実し、各公民館にコミュニティ活動を支援する人材を配置するなど運営体制の強化を図ります。

*2：地区計画：地区の特性に応じた良好な環境のまちづくりをめざし、土地所有者などの関係権利者と行政が共働で、建築物などに関する制限などのきめ細かいルールをつくり、都市計画に定める制度。

*3：建築協定：一定の区域内の土地所有者などが、自分たちの建物の用途や高さなどの基準を定め、「建築協定」として締結する制度。

*4：コミュニティ・ビジネス：地域の様々な課題を解決するために、地域にある資源（労働力、原材料、技術力等）を活用して取り組む地域密着型の事業活動。働く場や生きがいづくり、コミュニティの再生・活性化などの効果が期待される。

*5：地域通貨：一定の地域や仲間うちで、実際のお金を使わずに、物やサービスをやり取りをするときに使われる交換手段。メンバーに対して何かしたことによってポイントを得、それを使って自分も誰かに何かをしてもらうことができる。

(3)NPO活動の促進

基本的方向

NPO・ボランティア交流センターを最大限に活用しながら、NPOの組織的、経営的な活動基盤の強化を促進し、活動しやすい環境づくりを進めるなど、NPO活動を総合的に支援・促進します。

市民や企業、大学などに、ボランティア活動やNPO活動について情報提供し、その重要性を普及・啓発するなど、市民が参加しやすい環境づくりに努めます。

<主要な施策>

NPO・ボランティア交流センターの活用

- ・ 活動を担う専門的人材の育成、活動に参加したい市民への情報提供や調整、団体間のネットワークづくりなど、ボランティアやNPOの活動を総合的に支援します。

市民公益活動条例(仮称)による活動支援

- ・ 条例を制定し、ボランティアやNPOをはじめ、コミュニティ活動、企業の社会貢献活動など市民の公益活動全般を支援し、活動しやすい環境をつくります。
- ・ 寄付に対する税控除を受けることができ、助成先を希望できるNPO支援基金を創設します。

(4)市民参画・共働の推進

基本的方向

市民と行政が、お互いの役割と責任を認識し、よきパートナーシップによるまちづくりを進めるため、市政情報を迅速かつわかりやすく公表・提供し、政策形成から執行、評価の各過程への市民参画のしくみをつくるなど、共働を積極的に推進します。

特に、NPOの専門性や柔軟性を活かすため、その活動目的や自由な意志を踏まえながら、NPOと行政の共働を進めます。また、大学の集積による「知」や人材の集積、若者が多いという本市の特性を活かし、大学間や様々な主体との共働を促進するとともに、教員、学生や若者の力をまちづくりに活かします。

<主要な施策>

市民参画・共働を進める環境づくり(双方向の情報交流の推進)

- ・ 広報活動の充実などわかりやすい市政情報の積極的な公表や提供を進めます。また、出前講座やワークショップ、セミナー開催などにより、特に政策形成や事業計画の策定などにおいて、市民と行政の対話、双方向の情報交流・情報交換を推進します。

審議会の公開、委員公募制の推進

- ・ 政策形成の早い段階から市民意見の反映を図るため、審議会の会議、その議事録や会議資料などを原則公開するとともに、委員の公募制を進めます。

パブリック・コメント手続の制度化

- ・ 市が基本的な政策などを決定する過程において、その案を広く市民に公表し、意見を求めるパブリック・コメント手続を制度化し、政策形成に市民が参画できるしくみづくりを進めます。

市民に身近な施設整備などへの市民参画のしくみづくり

- ・ 公園、生活道路、公民館、ため池や河川などの親水空間といった市民に身近な公共施設を中心に、整備計画づくり、運営・管理などへの市民参画のしくみづくりを進めます。

NPOパートナーシップ事業の展開

- ・ NPOと行政の共働事業の成功事例を定式化・類型化してノウハウを庁内外で共有し、共働のさらなる拡大に向けた市の事業実施のルールづくりを図るなど、行政の担うサービスや事業を積極的に開放します。

他の政策目標における関連施策、基本的方向

《実践・行動にかかわる施策など》

- 地域で子どもを見守り育むしくみづくり(再掲 政策目標 1、3 - (2))
- 地域保健福祉活動の推進 (再掲 政策目標 4、3 - (1))
- 地域の自主防災力の強化 (再掲 政策目標 5、3 - (1))
- 都市生活者のルールを守る市民運動の展開 (再掲 政策目標 5、3 - (6))
- 自然環境保全市民活動の支援 (再掲 政策目標 9、3 - (3))
- 市民の主体的な環境問題への取り組みの支援 (再掲 政策目標 10、3 - (5))
- 農林水産業の多面的機能の発揮 (市民との共働による森林、海の保全)
(再掲 政策目標 11、3 - (2))
- コンベンションの誘致・支援の推進(再掲 政策目標 14、3 - (3))
- アジアの諸問題に対する国際貢献 (再掲 政策目標 15、3 - (4))

《計画づくり、まちづくりにかかわる施策など》

- 地域主体・民間主導による市街地整備の推進 (再掲 政策目標 7、3 - (2))
- 海と歴史を活かした、美しく個性あるまちづくりの推進 (再掲 政策目標 7、3 - (3))
- 住民の主体的なまちづくり活動への支援 (再掲 政策目標 7、3 - (4))
- 良好な住宅、住環境の形成(地域のまちづくり活動との共働) (再掲 政策目標 8、3 - (5))
- 市民参画の緑化事業や公園づくりの拡充 (再掲 政策目標 9、3 - (3))

(5)市民が集い、活動できる場の確保

基本的方向

公民館、地域交流センターなど地域活動を支える施設の整備、適正配置に努めるとともに、既存施設の活用を推進し、地域集会所への助成を行うなど、市民の主体的な活動の場を確保します。また、施設の情報提供の充実や利便性の向上を図り、利用を促進します。

< 主要な施策 >

公民館の機能強化(再掲 政策目標 3、3 - (2))

地域交流センターの整備

- ・ 早良区野芥地区、西区今宿・周船寺地区に、日常生活圏より広い地域を対象として、コミュニティ機能を主体とした複合的な機能をもつ地域交流センターを整備します。

既存施設の活用

- ・ 小・中学校の空き教室や老人いこいの家、商店街の空き店舗など既存施設を積極的に活用します。
- ・ 子育て支援活動などによる幼稚園の活用促進に努めます。また、小・中学校の特別教室(家庭科室や音楽室など)については、学校運営に支障のない範囲で活用を進めます。

(6)市民に身近な区役所の機能強化

基本的方向

市民との共働関係の構築、市民の視点に立った行政の実現に向け、地域の特性を生かしたまちづくりの拠点、市民生活に密着したサービスの拠点として区役所を位置づけ、機能強化を推進します。

行政区の再編については、長期的な視点から総合的に検討します。

<主要な施策>

区役所の体制強化

- ・ 地域に最も身近な総合行政機関として、住民ニーズを反映した的確な対応ができるよう、市民生活に密着した計画策定や事業の企画・立案・実施を区で行うなどの機能強化を図ります。
- ・ 本庁から区への市民生活に密着した事務事業などの移管とともに、区が独自性を持って予算を編成・執行できるシステムの充実について検討します。

地域コミュニティ支援機能の強化

- ・ 区役所・市民センターと公民館との連携を強化するなど、地域コミュニティ活動を支援する体制の強化を図ります。

市民サービスの向上

- ・ 来庁者に対して、よりわかりやすく親切で迅速・的確な対応ができる窓口づくりをめざして、混雑解消や案内機能の向上など総合的にサービス向上を図ります。
- ・ 広報物のわかりやすさの向上や広報手段の増強などにより、情報受発信機能の充実を図ります。

4.成果指標

指 標	現状(直近値)	目標値	目標値設定の考え方
(1) ボランティア活動 ¹ に参加している市民の割合	23.1% (2002年)	50% (2015年)	・市民の半数が活動に参加する状態をめざす。
(2) 公民館を利用 ² した市民の割合	23.4% (2002年)	50% (2015年)	・市民の半数が公民館を利用し、生涯学習及び地域コミュニティ活動に積極的にかかわることを目標とする。
(3) 空き教室が活用されている学校の割合	55.1% (2002年)	100% (2015年)	・学校教育活動以外に利用可能な空き教室がある学校では、その積極的な有効活用を図る。

1：ボランティア活動：現在継続的に参加しているボランティア活動や地域活動、NPO活動

2：公民館利用：この1年間における公民館の利用

他都市における条例の制定状況について

都市名 (都府県名)	条 例 名	施 行 日
仙 台 市 (宮 城 県)	仙台市市民公益活動の促進に関する条例	平成11年4月1日
石 巻 市 (宮 城 県)	石巻市市民公益活動団体との協働及び支援に関する条例	平成14年4月1日
横 浜 市 (神 奈 川 県)	横浜市市民活動推進条例	平成12年7月1日
杉 並 区 (東 京 都)	杉並区NPO・ボランティア活動及び協働の推進に関する条例	平成14年4月1日
板 橋 区 (東 京 都)	東京都板橋区ボランティア活動推進条例	平成9年4月1日
横 須 賀 市 (神 奈 川 県)	横須賀市市民協働推進条例	平成13年7月1日
藤 沢 市 (神 奈 川 県)	藤沢市市民活動推進条例	平成13年10月1日
平 塚 市 (神 奈 川 県)	平塚市市民活動推進条例	平成15年1月1日
羽 昨 市 (石 川 県)	羽昨市いきいき市民活動推進条例	平成15年4月1日
都 留 市 (山 梨 県)	都留市市民活動推進条例	平成15年4月1日
大 垣 市 (岐 阜 県)	大垣市まちづくり市民活動育成支援条例	平成15年4月1日
浜 松 市 (静 岡 県)	浜松市市民協働推進条例	平成15年4月1日
犬 山 市 (愛 知 県)	犬山市市民活動の支援に関する条例	平成13年3月27日
大阪狭山市 (大 阪 府)	大阪狭山市市民公益活動促進条例	平成14年6月26日

都市名 (都府県名)	条 例 名	施 行 日
吹 田 市 (大 阪 府)	吹田市市民公益活動の促進に関する条例	平成14年4月1日
池 田 市 (大 阪 府)	池田市公益活動促進に関する条例	平成13年4月2日
箕 面 市 (大 阪 府)	箕面市非営利公益市民活動促進条例	平成11年10月1日
岡 山 市 (岡 山 県)	岡山市協働のまちづくり条例	平成13年4月1日
宮 崎 市 (宮 崎 県)	宮崎市市民活動推進条例	平成13年4月1日
北 海 道	北海道市民活動促進条例	平成13年6月1日
青 森 県	青森県ボランティア活動等の環境整備に関する条例	平成10年10月14日
岩 手 県	社会貢献活動の支援に関する条例	平成10年4月1日
宮 城 県	宮城県の民間非営利活動を促進するための条例	平成11年4月1日
福 井 県	福井県県民社会貢献活動支援条例	平成12年4月1日
兵 庫 県	県民ボランティア活動の促進等に関する条例	平成10年12月1日
鳥 取 県	鳥取県非営利公益活動促進条例	平成13年9月28日
山 口 県	山口県県民活動支援条例	平成14年4月1日
高 知 県	高知県社会貢献活動推進支援条例	平成11年4月1日
長 崎 県	県民ボランティア活動の促進に関する条例	平成12年3月24日